



給付付き税額控除： 消費税の負担軽減策としての適否

年金シニアプラン総合研究機構研究主幹
一橋大学名誉教授

高山憲之



日本では消費税率の引上げに際し、その逆進性を緩和するために給付付き税額控除を導入する必要があるという意見が少なくない。本稿では、白石浩介氏（三菱総合研究所主席研究員）と筆者が共同で試みたマイクロシミュレーションの主要結果を紹介し、消費税負担軽減策としての適否を論じてみたい。

給付付き税額控除の具体的制度案とその導入効果
消費税の逆進性対策としてはカナダのGST（Goods and Services Tax：付加価値税）クレジットが有名である。年収3万2312カナダドルまでの家族の場合、夫婦と子供2人の4人家族にGSTクレジットが年額756カナダドルだけ給付される（2009年時点）。大体把にいうと、カナダでは夫婦と子供2人の4人家族の場合、年収250万円未満であるかぎり年額7万円程度の給付を得ることができる。

このカナダの制度を準用し、日本版の給付付き税額控除（VATクレジット）を次のように設計した。まず、20歳以上の大入、及び20歳未満の年齢でも配偶者もしくは子供がいるとVATクレジットが適用される。さらに、このクレジットは家族単位で算定する。ここで家族単位とは、①単身者たる本人、②本人+配偶者と、それぞれの子供（18歳以下）、のいずれかを指す概念とした。ちなみに3世代家族の場合、世帯内に複数の家族単位が発生する。

収入は、本人もしくは夫婦合計の総収入（勤労所得、年金給付、非業所得等全ての収入の合計）とした。ここでは「国民生活基礎調査」（2007年）に計上されている所得の全てを利用した。

VATクレジットの支給にあたっては、所得税との相殺（通算）方式を採用し、所得税から還付する。計測を簡便なものにするため、税額

控除の対象は本人の所得税だけとし、配偶者の所得税は含めなかった。

消費税の引上げ分に相当する金額をVATクレジットとして給付する。例えば、消費税率が8%となり、消費税の負担額が10万円だけ増えた場合には、この10万円に近似する水準をVATクレジットの適用額とする。具体的な政策として、税率の引上げ幅に関して3シナリオ（+2%、+3%、+5%）、適用範囲について3シナリオ（第II10分位まで横断、第IV10分位まで横断、第V10分位まで横断）を我々の共同研究では想定し、その組み合わせから9つの政策シナリオを考えた。なお、簡便化のため、適用額が横断となる収入基準については家族構成にかかわらず同じとし、さらに適用額が消失する収入額は横断水準からみてプラス200万円に固定した。

使用したデータセットは厚生労働省「平成19年国民生活基礎調査」であり、それに平成22年時点の所得税制を適用した。さらに平成23年から実施されている、①15歳以下の子どもを対象とする扶養控除廃止、②16～18歳を対象とする特定扶養控除の上乗せ控除（25万円）廃止、の2つをそれぞれ加味した。

以上の想定のもとに計測した主要な計測結果を紹介すると、まず、消費税率の2～3%の引上げに際して、下位20%の低所得者層に引上げ分の全ての負担を軽減する場合、世帯当たりのVATクレジット支給額は年額で平均6～9万円に留まるものの、それでも所要財源は年間で総額1.1～1.6兆円（1.6兆円のとき、増税額の32%に相当する）に達する。税収面の流出は意外に多い。

さらに、制度設計いかんによっては、次のような新たな社会的不公平を生じさせかねないこ

とも判明した。すなわち、①VATクレジットの給付水準を高く設定するほど、実際の負担増よりも多額の還付を受ける世帯が多くなる。②世帯所得の把握が十分に行えない場合には、年老いた両親と成人した子どもが同居しているケースなどで、世帯全体の収入水準が高いにもかかわらず、還付を受けられるケースが発生してしまう。③消費税率引上げの根拠がオールジャパンで広く負担することにあるにもかかわらず、お年寄りの収入は壮年層のそれに比べると絶対的に低いので、多くのお年寄りが還付を受けることになる。

代替案としての臨時福祉給付金

収入が少ない家庭に定額のVATクレジットを適用する給付付き税額控除の制度は表面上、比較的簡素な仕組みに見える。ただ、実際に制度を動かそうとすると、複雑な要素がいくつか絡むので、上記のような問題が生じる恐れが強い。さらに、仮に消費税の負担増相当額を還付するとしても、そのための手法として、所得税における税額控除をあえて実施する必要があるか否かについては疑問が残った。ちなみに我々の計算では還付に占める税額控除の割合は必ずしも高くなかった（最大で4割程度）。カナダにおいても所得税とは相殺（税額控除）しておらず、適用額の全てが税負担とは切り離されて給付されている。

日本では、消費税の創設時及び消費税率の3%から5%への引上げ時、の過去2回、社会保障対策を名目とする一時金を支給した。そこで、今後における消費税増税に際し、①児童手当の受給者、②低所得の高齢者、③低所得の単身世帯者、④低所得の2人以上世帯者、を対象として一時金（臨時福祉給付金）1万円を支給する

場合を想定し、その推計も行ってみた。推計結果によると、①児童手当の受給者閑連では、児童手当（2009年時点の制度）の適用対象となつた児童1人当たりに一時金1万円を支給する（給付先は扶養者）。1294万人の児童を対象とする財源額は1294億円である。②低所得の高齢者閑連では、65歳以上の老年者のうち公的年金収入が50万円未満の個人のうち、世帯の所得が単身者世帯で80万円未満、2人以上の世帯で160万円未満の人に、一時金1万円を支給する。この場合の対象者数は261万人、財源額は261億円である。③低所得の単身世帯閑連では、18～64歳の単身世帯のうち世帯所得が160万円未満の人に一時金1万円を支給する。この場合の対象者数は326万人、財源額は326億円である。④低所得の2人以上世帯者閑連では、③と同様、18～64歳の者のうち世帯所得が160万円未満の人間に一時金1万円を支給する。この場合の対象者数は644万人、財源額は644億円である。以上の4タイプの臨時福祉給付金の対象者総数は2524万人であり、総額2524億円である。複数の世帯員や児童に対する支給など重複分を除いた受給世帯は1,570万世帯と推計された。

（詳しくは、高山憲之・白石浩介（2011）「給付付き税額控除による消費税負担の軽減」一橋大学経済研究所代問問題研究機構ディスカッション・ペーパー 503号参照。）

■プロフィール

（たかやま・のりゆき）

1946年生まれ。東大大学院経済学博士。一橋大学名誉教授。2011年より財年金シニアプラン総合研究機構研究主幹。年金業務監視委員会委員。著書は「年金と子ども手当」（岩波新書、2010年）他。